○農林水産省告示第九百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年六月十一日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

兵庫県宍粟市一宮町河原田字本谷五八八の三から五八八の五まで、五八八の一四、五八八の一五

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年六月十一日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県登米市津山町横山字山梨子坂一、一の一、一の二、一の六、一の七、一の一二から一の一四まで、一の二〇、一の二一、四八、四八の一、四八の二、四八の六、四八の一二、四八の二〇、四九、五〇、五一の一、五二の一

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六百四十六号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十八条第一項の規定により小金井都市計画武蔵小金井駅南口第1地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年六月十一日

国土交通大臣　前原　誠司

一　市街地再開発事業の種類及び名称

小金井都市計画武蔵小金井駅南口第1地区第一種市街地再開発事業

二　事業施行期間

事業計画の認可の公告の日から平成二十二年度末まで

三　施行地区

東京都小金井市本町一丁目、本町五丁目及び本町六丁目各地内

四　施行者の名称

独立行政法人　都市再生機構

五　事務所の所在地

東京都小金井市本町一丁目18番10号

六　事業計画の認可の年月日

平成十七年一月十二日

七　事業計画の変更認可の年月日

平成二十二年六月十一日

○国土交通省告示第六百四十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年六月十一日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中津川

二　砂防法第二条の土地の表示

岐阜県中津川市大字中津川字杉ヶ谷三七一三番一内三等三角点杉沢を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線、標柱十二号と十三号を平成十九年国土交通省告示第千百八号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線、標柱十三号から十六号までを順次結んだ線及び標柱十六号と一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（明治四十一年内務省告示第百十九号で指定した土地の区域、明治四十三年内務省告示第六十一号で指定した土地の区域、昭和三十六年建設省告示第二千百三十八号で指定した土地の区域及び昭和四十一年建設省告示第三千百六十号で指定した土地の区域を除く。）

基準点から二七六度四五分一五秒　一号

標柱一号から三三四度一八分四一秒　二号

標柱二号から四六度一八分五五秒　三号

標柱三号から八五度二五分〇〇秒　四号

標柱四号から一五一度二五分二五秒　五号

標柱五号から一五六度二五分三二秒　六号

標柱六号から一七六度二七分四七秒　七号

標柱七号から一八九度四一分〇八秒　八号

標柱八号から一四四度二九分四二秒　九号

標柱九号から一五四度二一分二五秒　十号

標柱十号から一七三度四五分五四秒　十一号

標柱十一号から一九〇度四九分三一秒　十二号

標柱十二号から三〇〇度四九分四九秒　十三号

標柱十三号から三〇五度二五分三七秒　十四号

標柱十四号から二九四度二三分五四秒　十五号

標柱十五号から二七五度一七分二九秒　十六号

標柱十六号から一号まで　十六・八七三メートルの地点

○国土交通省告示第六百四十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十二年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年六月十一日

国土交通大臣　前原　誠司

一　中津川

岐阜県中津川市大字中津川字杉ヶ谷三七一三番一内三等三角点杉沢を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線、標柱十二号と十三号を平成十九年国土交通省告示第千百九号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線、標柱十三号から十六号までを順次結んだ線及び標柱十六号と一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十一年建設省告示第三千百六十一号で指定した土地の区域を除く。）

基準点から二七六度四五分一五秒　一号

標柱一号から三三四度一八分四一秒　二号

標柱二号から四六度一八分五五秒　三号

標柱三号から八五度二五分〇〇秒　四号

標柱四号から一五一度二五分二五秒　五号

標柱五号から一五六度二五分三二秒　六号

標柱六号から一七六度二七分四七秒　七号

標柱七号から一八九度四一分〇八秒　八号

標柱八号から一四四度二九分四二秒　九号

標柱九号から一五四度二一分二五秒　十号

標柱十号から一七三度四五分五四秒　十一号

標柱十一号から一九〇度四九分三一秒　十二号

標柱十二号から三〇〇度四九分四九秒　十三号

標柱十三号から三〇五度二五分三七秒　十四号

標柱十四号から二九四度二三分五四秒　十五号

標柱十五号から二七五度一七分二九秒　十六号